

事 務 連 絡
令和元年 12 月 10 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部局 御中
各指定都市社会保障・税番号制度担当部局 御中

内閣府大臣官房番号制度担当室

マイナンバーカードの健康保険証利用に関するリーフレットについて

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

本年 6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」及び「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、令和 3 年 3 月からマイナンバーカードの健康保険証（国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。）利用を本格運用することとし、令和 4 年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指すこととされています。

今般、マイナンバーカードの健康保険証利用に関する一般向け広報リーフレット「2021 年 3 月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」（別添）を作成し、電子媒体を内閣府ホームページとデジタル PMO に掲載いたしますので、各地方公共団体におかれましては、本リーフレットをご活用いただき、早期のマイナンバーカードの取得促進に向けた周知・広報に積極的に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

デジタル PMO には、改変等が可能な ai データ等も掲載しておりますので、活用いただけますと幸いです。

各都道府県におかれては、この旨を域内の指定都市を除く市町村に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、本リーフレットは、ご案内のとおり、各地方公共団体からのご要望を踏まえ 3 月に 200 万部（A3・二折）を印刷し配布する予定です。

※内閣府 HP サイト

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html>

※デジタル PMO のサイト

<https://cas.digital-pmo.go.jp>

※表題【内閣府】マイナンバーカードの円滑な取得に向けた広報活動の支援について

内閣府大臣官房番号制度担当室

担当 鈴川・眞室 電話 03-6441-3459